## ■お知らせ(アクサ生命(株))

## 1人でも雇ったら、労働保険に必ず加入を ~ひとりでも 働く職場に 労働保険~

労働者(パート、アルバイト等を含む)を1人でも雇っている事業主は 労働保険(労災保険・雇用保険)に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために 事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者は もとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。

また、人手不足の折、事業主にはコンプライアンスが求められており、より良い人材を確保する意味でも、労働保険に必ず加入している必要があります。

まだ、労働保険の成立手続きを行っていない事業主におかれましては、管轄の労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)で成立手続きをとられるようお願いします。

